

令和4年3月25日判決言渡し 同日交付 裁判所書記官

令和2年(行コ)第61号 名古屋城天守閣整備事業における基本設計代金の支払いに対する返還請求, 同実施設計契約の無効, 及び同事業の差止請求控訴事件(原審・名古屋地方裁判所平成30年(行ウ)第124号)

5 口頭弁論の終結の日 令和3年12月9日

判 決

名古屋市北区

選定当事者

控 訴 人

森

晃

10

(選定者は別紙選定者目録記載のとおり)

名古屋市中区三の丸3丁目1番1号

被 控 訴 人

名古屋市長

河 村 た かし

同訴訟代理人弁護士

北 口 雅 章

15

主

文

1 本件控訴を棄却する。

2 職権により, 原判決主文第2項を次のように変更する。

「2 本件訴え中, 名古屋城天守閣整備事業に関する一切の公金の支出, 財産の取得, 管理並びに処分, 契約の締結並びに履行及び債務その他の義務の負担の差止めを求める訴えのうち, 令和2年11月6日から令和4年3月25日までにされたものの差止めを求める部分を却下する。

20

3 控訴人のその余の訴えに係る請求をいずれも棄却する。」

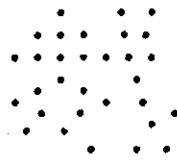
3 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

25

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。



2 被控訴人は、興招徹也、豊田均及び大島尚美に対し、河村たかしと連帯して、
8億4693万6000円を支払うよう賠償の命令をせよ。

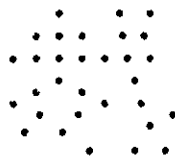
3 被控訴人は、河村たかしに対し、興招徹也、豊田均及び大島尚美と連帯して、
8億4693万6000円を支払うよう請求せよ。

5 4 被控訴人は、名古屋城天守閣整備事業に関し、公金の支出、財産の取得、管
理並びに処分、契約の締結並びに履行及び債務その他の義務の負担を一切して
はならない。

第2 事案の概要

1(1) 名古屋市は、名古屋城の天守閣（以下、単に「天守閣」という。）の整備
10 事業（以下「本件事業」という。）に関し、株式会社竹中工務店（以下「竹
中工務店」という。）との間で、基本協定を締結した上、基本設計その他業
務委託契約を締結した。名古屋市は、上記契約の履行が完了したとして竹中
工務店に対し業務委託料8億4693万6000円を支出し、引き続き、上
記基本協定に基づき、竹中工務店との間で本件事業の実施設計業務委託契約
15 を締結した。

本件は、名古屋市の住民である控訴人（選定当事者。なお、選定者らも同
市の住民である。）が、(1)上記基本設計その他業務委託契約の履行が完了し
ていないにもかかわらず竹中工務店に対して上記業務委託料の支出がされ、
これにより名古屋市に上記業務委託料相当額の損害が生じたとして、名古屋
20 市の執行機関である被控訴人に、地方自治法243条の2の2に基づき、①
上記業務委託料の支出命令をした豊田均（以下「豊田」という。）、②上記
支出命令の確認及び上記業務委託料の支出をした名古屋市会計管理者であっ
た大島尚美（以下「大島」という。）、③本件基本設計契約の履行につき検
査を行った興招徹也（以下「興招」という。）に対し、名古屋市長である河
25 村たかし（以下「河村」という。）と連帯して、8億4693万6000円
の賠償を命ずるよう求めるとともに、(2)名古屋市長である河村には、上記支



出命令につき指揮監督上の義務違反があり、この義務違反（不法行為）により名古屋市に上記業務委託料相当額の損害が生じたとして、名古屋市の執行機関である被控訴人に、同法242条の2第1項4号に基づき、河村に対し、豊田、大島及び興招と連帯して、8億4693万6000円の損害賠償を請求するよう求め、さらに、(3)同項1号に基づき、本件事業に関する一切の財務会計上の行為の差止めを求める（以下、この請求に係る訴えを「本件差止めの訴え」という。）住民訴訟の事件である。

(2) 原審は、本件差止めの訴えのうち、判決言渡し日の令和2年11月5日までにされたものの差止めを求める部分について却下し、その余の訴えに係る請求をいずれも棄却する旨の原判決をした。そこで、控訴人が、原判決を不服として控訴した。

2 前提事実、主たる争点及び主たる争点に関する当事者の主張の要旨は、以下のとおり補正し、下記3のとおりに控訴人の当審における主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要等」の2から4までに記載のとおりにあるから、これを引用する。

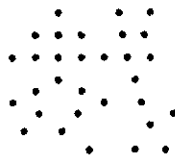
(1) 原判決4頁14行目の「本件」を削る。

(2) 原判決4頁20行目の「設計交渉・施行タイプ」を「設計交渉・施工タイプ」と改める。

(3) 原判決5頁4行目の「本件基本協定」を「以下「本件基本協定」という。」と、7行目から8行目にかけての「本件基本設計契約」を「以下「本件基本設計契約」という。」と、24行目の「本件支出命令」を「以下「本件支出命令」という。」とそれぞれ改める。

(4) 原判決6頁2行目の「本件確認及び支出」を「以下、併せて「本件確認及び支出」という。」と改める。

(5) 原判決6頁3行目の「本件」を削り、7行目の「本件実施設計契約」を「以下「本件実施設計契約」という。」と改める。



(6) 原判決6頁19行目の「(2)同年4月16日、」から20行目の「(3)同月18日、」までを「(2)同年4月16日及び同月18日、」と、22行目の「(4)」を「(3)」とそれぞれ改める。

(7) 原判決12頁14行目の「決済日」を「決裁日」と改める。

5 3 控訴人の当審における主張は以下のとおりである。

(1) 史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準（令和2年4月17日文化審議会文化財分科会決定）によれば、復元は原建築物と同一の規模、構造、形式で原建築物と同一の場所（遺跡上）に工作物を再現することであり、復元的整備は規模、材料、内部・外部の意匠、構造の一部を変更して再現する行為をいうと定義されている。

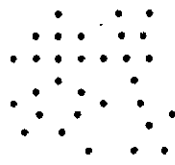
10 本件事業は、本件基本協定2条2項及び3項の定めに照らすと、復元を目的とした事業であるといえる。しかし、階段の増設や避難用通路の確保は、上記定義に当てはめると復元的整備である。そうすると、復元的整備を目的とした基本設計業務委託契約は成立しておらず、したがって、復元を目的としたことを前提とする本件基本協定によって、復元的整備を行うことは裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したものというべきである。

15 (2) 本件要求水準書は、本件基本協定3条において準拠書面とされているから、本件要求水準書及び本件技術提案書はいずれも本件基本設計契約の内容となっている。原判決は、本件要求水準書は本件選定手続におけるものと限定し、一方当事者からの意思を表明したものにすぎないから、本件基本設計契約の内容にならないとしているが、本件要求水準書には本件選定手続に限定する旨の記載はなく、また、本件業務委託概要書の4（業務の内容）の(5)イにおいて、業務要求水準書の内容が確実に設計に反映されていることを確認するため、要求水準確認計画書及び要求水準確認報告書を作成して監督員へ提出

20

25 することを定めていることと整合しない。

(3) 本件要求水準書には、「基本設計の段階において、文化庁における復元検



討委員会の審査を受け、文化審議会にかけられる。」旨の記載がある。しかし、現時点において、復元検討委員会の審査及び文化審議会の諮問は実施されていない。そうすると、基本設計の条件を満たしていないことになるから、基本設計業務は完了していないことになる。

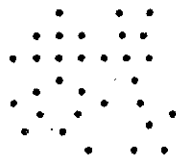
5 (4) 平成30年7月に名古屋市が文化庁に提出した名古屋城天守閣整備事業基本計画書では、特に防火、防災対策において不適合の項目が多数みられるなど不十分な状態であったことがうかがえ、不特定多数の観光客を迎え入れる公共施設として建築することは不可能であった。同年3月30日の基本設計納品時においても上記のような点が適合していたとは考えられず不適合であったことは明らかである。そうすると、基本計画自体が成立していなかったことになり、そうであれば基本計画書を作成することはできないから、基本計画書の納品を条件とする本件基本設計業務が未履行であることは明らかである。

10 (5) 検査が行われたとする仮納品、監督及び主任監督員における監督については法令上の根拠がなく、また、このような監督によって検査が軽減、簡易化されるとする下検査についても定義及び法令上の根拠がない。そうすると、法令上の根拠のない監督行為により検査が完了したとするのは地方自治法234条の2に反する。

15 監督が、検査の補完的な役割を果たすことができるとすると、会計法29条の11は1項と2項とにより監督と検査を明確に分けており、予算決算及び会計令においても101条の3と101条の4とにより監督と検査が明確に分かれている上、101条の7で監督の職務と検査の職務は兼業が禁止されていることと矛盾することになり、許されない。

20 第3 当裁判所の判断

25 1 当裁判所は、本件差止めの訴え中、名古屋城天守閣整備事業に関する一切の公金の支出、財産の取得、管理並びに処分、契約の締結並びに履行及び債務そ



5 の他の義務の負担のうち、本判決言渡し日の令和4年3月25日までにされた
ものの差止めを求める部分を却下し、控訴人のその余の訴えに係る請求は理由
がないからいずれも棄却すべきであると判断する。その理由は、下記のとおり
補正し、下記2のとおり控訴人の当審における主張に対する判断を加えるほか
は、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおり
であるから、これを引用する。

(1) 原判決17頁4行目の「史蹟名勝天然記念物保存法」を「史跡名勝天然紀
念物保存法」と改める。

(2) 原判決17頁7行目の「史跡で」を「遺跡で」と改める。

10 (3) 原判決17頁12行目から13行目にかけての「昭和5年12月13日に
は」を「昭和5年12月11日には」と改める。

(4) 原判決21頁10行目の「設計交渉・施行タイプ」を「設計交渉・施工タ
イプ」と改める。

15 (5) 原判決24頁24行目に掲げる証拠のうち、乙第25号証を甲第23号証
と改める。

(6) 原判決26頁4行目の「2342頁」を「2352頁」と改める。

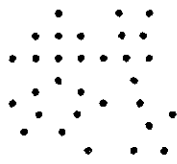
(7) 原判決26頁9行目及び15行目の各「令和2年11月5日までに」をい
ずれも「令和4年3月25日までに」と改める。

20 (8) 原判決39頁4行目及び9行目の各「決済日等」をいずれも「決裁日等」
と改める。

2 控訴人の当審における主張について判断する。

(1) 控訴人は、前記第2, 3(1)のように主張する。

25 本件事業の目的は、前記1（引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第
3, 1(1)カ）のとおり、木造復元工事によって天守閣の整備を行なうこと等
である。より具体的には、証拠（甲1）のとおり、大天守の宝暦大修理後を
復元の設定年代とし、大天守・小天守とも穴蔵（地下1階）から上を全て木

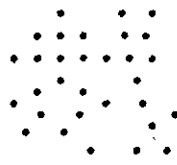


造で復元することを原則とし、有識者等による復元検討会を開催し、昭和実測図、昭和実測図野帳、金城温古録、熱田之記、ガラス乾板等の資料により史実に忠実な復元を目的とするものである。そうすると、本件事業は、控訴人が本件事業が「復元的整備」に当たると主張する根拠とする「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」（乙26）に依ったとしても、同基準の定義に照らし、「復元」に当たるといふべきである。そして、復元において、控訴人が主張するような階段の増設や避難用通路の確保、それ以外としてバリアフリーへの対応（甲1）などが付随的に生じ、それらが上記定義に照らすと「復元的整備」に当たるものであったとしても、本件事業の目的が上記の木造復元工事によって天守閣の整備を行なうこと等であることが変わるものではないから、本件事業は復元を目的とするものと認められる。そうすると、本件事業が復元的整備であることを前提とする控訴人の上記主張は、その前提を欠き失当である。

(2) 控訴人は、前記第2、3(2)のように主張する。

たしかに、本件基本協定（甲3）3条1項3号、4号、2項において、本件事業は本件要求水準書及び本件技術提案書にも準拠すると定めている。しかし、前記1（引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第3、3(1)イ(イ)）のとおり、本件基本協定の内容等に照らすと、上記の定めから直ちに本件要求水準書及び本件技術提案書が本件基本設計契約の内容となるものではなく、これらの提示の時期、内容等に照らすと、本件要求水準書及び本件技術提案書は、一方当事者からの意思を表明したものにすぎず、その性質上、直ちに本件基本設計契約の内容となるものではないといふべきである。

控訴人は、上記のように解することは、本件要求水準書の内容が確実に設計に反映されていることを確認するため、要求水準確認計画書及び要求水準確認報告書を作成して監督員へ提出することを本件業務委託概要書（甲5）が定めていることと整合しない旨主張する。しかし、本件要求水準書及び本



件技術提案書が、上記のように一方当事者からの意思を表明したものであると解しても、そのような意思を表明している名古屋市としては、本件要求水準書の内容を満たしていることが分かるものを別途示すよう求めたにすぎないといえるのであり、この本件業務委託概要書の定めと上記判断とが整合しないとはいえない。

5 (3) 控訴人は、前記第2, 3(3)のように主張する。

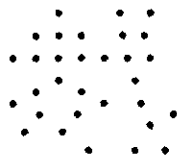
しかし、前記1（引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第3, 3(1)イ(ウ)）のとおり、名古屋市及び竹中工務店が、本件選定手続においては、基本設計の段階において本件事業につき復元検討委員会の審査を受けて文化審議会
10 会の諮問を経ていることを前提としていたことがうかがえるが、本件基本設計契約の内容に照らすと、本件事業につき復元検討委員会の審査を受けて文化審議会の諮問を経ることが竹中工務店の義務であるとは認められず、上記の点は、本件事業につき復元検討委員会の審査を受けて文化審議会の諮問を経る時期の一応の目途を示したものにすぎないというべきである。そうすると、復元検討委員会の審査及び文化審議会の諮問が実施されていないとしても、基本設計業務が完了していないということにはならない。

15 (4) 控訴人は、前記第2, 3(4)のように主張する。

しかし、上記(3)のとおり、本件事業につき復元検討委員会の審査を受けて文化審議会の諮問を経ることが竹中工務店の義務であるとは認められず、名古屋市が文化庁に提出した名古屋城天守閣整備事業基本計画書において何らか問題がうかがわれたとしても、それをもって当然に竹中工務店の成果品が本件基本設計契約に基づいて作成すべきものに達しておらず本件基本設計業務が未履行であったことになるものではないから、控訴人の主張は採用できない。

20 (5) 控訴人は、前記第2, 3(5)のように主張する。

会計法令上、監督と検査が区別して規定されていることは控訴人が指摘す



るとおりであり、いわゆる「下検査」についても会計法令上に定めがあるわけではない。しかし、前記1（引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第3、4（補正後））のとおり、本件で問題となるのは地方自治法234条の2第1項であり、同項の規定の趣旨、その内容に照らすと、同項の検査について監督が補完的な役割を果たすことを禁じているものとは解されない。そして、前記1（引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第3、4(2)）で認定したとおり、本件においては、名古屋市は、平成30年3月15日に竹中工務店から仮納品を受けて、点検、修正指示をした上で同月22日に修正後のものについて下検査（確認）を終え、その後主任監督員がさらに点検、修正指示等を行い、同月29日に下検査（確認）を終え、これらの検査の報告を踏まえた上で、同月30日に本件検査が行われたものと認められるのであり、これらの検査の手法が上記地方自治法に反する検査方法であるとは認められない。

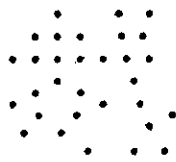
(6) その他、控訴人がるる主張するところを踏まえても、本件事業が違法であるということとはできないとの前記1の判断は左右されない。

3 したがって、本件訴え中、本件差止めの訴えのうち原判決言渡し日である令和2年11月5日までにされた財務会計上の行為を求める部分を不適法として却下した原判決主文第1項は正当であり、控訴人のその余の本件訴え中、本件差止めの訴えのうち原判決言渡し日の翌日である同月6日から本判決言渡し日である令和4年3月25日までにされた財務会計上の行為の差止めを求める部分は不適法であるから職権でこれを却下すべきである。

また、原判決主文第2項中、上記各不適法部分以外の本件訴えに係る控訴人の請求をいずれも棄却した部分は正当であるが、本件訴えのうち当審で職権で却下する部分に係る請求を棄却する部分はこれを取り消す必要がある。

25 第4 結論

よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却し、職権で原判決主文第2



項を変更することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第1部

5

裁判長裁判官

松 村 徹

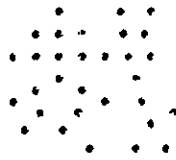
10

裁判官

入 江 克 明

裁判官

溝 口 理 佳



これは正本である。

令和4年3月25日

名古屋高等裁判所民事第1部

裁判所書記官 稲垣浩

